

**第3回黒部市・宇奈月町・入善町・朝日町合併協議会
確認協議項目**

協議第5号

協議第6号

協議第7号

黒部市・宇奈月町・入善町・朝日町合併協議会

協議第 5 号

合併協議会における協議項目の提案スケジュールについて

合併協議会における協議項目の提案スケジュールについて、別紙のとおり提出する。

黒部市・宇奈月町・入善町・朝日町合併協議会
会 長 荻 野 幸 和

第 2 回協議会

平成 1 5 年 7 月 1 2 日 提出

第 3 回協議会

平成 1 5 年 8 月 9 日 確認

協議項目提案スケジュール(案)

合併協議会 開催年月日	区分	協議項目	備考
H15.5.26	第1回	合併の方式 合併の期日	
H15.7.12	第2回	慣行の取扱い 町名・字名の取扱い	
H15.8.9	第3回	財産の取扱い 地方税の取扱い 電算システム事業の取扱い	
H15.9.20	第4回	新市の名称 一般職の職員の身分の取扱い 特別職の身分の取扱い 議会の議員の定数及び任期の取扱い 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	
H15.10.11	第5回	条例、規則等の取扱い	
H15.11.8	第6回	消防団の取扱い	
H15.12.13	第7回	新市まちづくりプラン（新市将来構想）	
H16.1.10	第8回	事務組織及び機構の取扱い	
H16.2.14	第9回	新市の事務所の位置 国民健康保険事業の取扱い 介護保険事業の取扱い 使用料、手数料等の取扱い 補助金、交付金等の取扱い 新市まちづくりプラン（新市建設計画） 一部事務組合等の取扱い 公共的団体等の取扱い	
H16.3.13	第10回	各種事務事業の取扱い	*事務事業の提案順序は、専門部会、幹事会の協議・調整を終えたものから今後協議会に付していくものとします。
H16.4.10	第11回	女性政策事業の取扱い	
H16.5.8	第12回	姉妹都市・国際交流事業の取扱い コミュニティー施策の取扱い 広報・広聴関係事業の取扱い 公共・地域交通関係事業の取扱い 交通安全・防犯対策事業の取扱い 消防・防災関係事業の取扱い 窓口業務(住基・戸籍・年金・医療保険)の取扱い 納税関係事業の取扱い 環境対策事業の取扱い 高齢者・障害者福祉事業の取扱い 児童福祉・保育所事業の取扱い その他福祉事業の取扱い 健康づくり事業の取扱い 保健衛生事業の取扱い 農林水産関係事業の取扱い 商工・観光関係事業の取扱い 勤労者・消費者関係事業の取扱い 建設関係事業の取扱い 都市計画・住宅関係事業の取扱い 上・下水道事業の取扱い 学校教育事業の取扱い 社会教育事業の取扱い 芸術・文化振興事業の取扱い スポーツ事業の取扱い 地域情報化事業の取扱い 病院事業の取扱い	
H16.6.12	第13回	その他協議が必要な事項	
H16.7.10	第14回	協定書	
H16.8.21	第15回	調印	

* 各協議項目の提案スケジュールは、協議状況等により変更することがあります。

協議第 6 号

慣行の取扱いについて

慣行の取扱いについて、別紙のとおり提出する。

黒部市・宇奈月町・入善町・朝日町合併協議会
会 長 荻 野 幸 和

第 2 回協議会

平成 1 5 年 7 月 1 2 日 提出

第 3 回協議会

平成 1 5 年 8 月 9 日 確認

協議項目	慣行の取扱い	協議細目	市章、市旗
調整の方針	新市章は、新市名決定後、公募し、合併までに協議会で選考する。 新市旗は、合併後に定める。		

1市3町の現況

項目	黒部市	宇奈月町	入善町	朝日町
市章、町章	 <p>「クロベ」を図案化。「クロ」の2字を円で表し親和と団結を意味し、「ベ」は山をかたどり希望あふれる市の躍進を表す。 (S29年9月1日制定)</p>	 <p>「ウ」と「ナ」を重ね、上弦の月を組み合わせた。「ウ」の三角形は町の発展を、月の円みは和合を表す。 (S32年6月15日制定)</p>	 <p>入善町の頭文字「入」を太く中央に配し、洋々とたくましく発展する町勢を表す。 (S35年7月1日制定)</p>	 <p>「ア」を3つ組合せ輪でつなぎ、「朝日」を意味し、和のうちに1町7村の一致協力を示す。 (S29年11月3日制定)</p>
市旗、町旗	市章を配し、KUROBEの文字は国際都市、ストライプは躍動感と真摯さ、青色は清潔と澄んだ市民の心を表す。	中央に町章を配置。下部に「宇奈月町」と記載。	中央に町章を配置。下部に「入善町」と記載。	町章を配置。

協議項目	慣行の取扱い	協議細目	市の木、市の花
調整の方針	新市の木・花は、合併後に定める。		

1市3町の現況

項目	黒部市	宇奈月町	入善町	朝日町
市の木 町の木	<p>クロベ (ヒノキ科) 黒いヒノキという意味から漢字表記で「黒桧(クロベ)」。黒部峡谷の岩場に多く群生。風雪に耐え、長寿。 (S48年指定)</p> <p>松 庭木、盆栽に適し、壮観で管理が容易。枝葉が末広がり縁起が良いとされる。 (S48年指定)</p>	<p>カエデ (モミジ) 庭木、盆栽として親しまれ、生育力旺盛で黒部峡谷の秋を飾る紅葉の主軸をなす。 (S50年指定)</p>	<p>こぶし かつて黒部川扇状地に広く分布。古くから農業と深い関わり。早春に清楚で柔和に咲き、花ことばは「友情」。生き生きとした樹形と枝ぶりはたくましく伸びる町勢に通じる。 (S48年指定)</p>	<p>ひめこまつ (姫小松) 町内に自生。気品高く庭木・鉢植として親しまれ、栽培が容易。良質の用材にもなる。 (S49年指定)</p>
市の花 町の花	<p>ユリ 優雅な香りと清楚な姿。手軽に栽培できる。 (S48年指定)</p> <p>ツツジ 花期が長く手軽に栽培できる。 (S48年指定)</p>	<p>シャクヤク 古くから町内で多く栽培。優雅華麗、栽培が容易で強健。 (S50年指定)</p> <p>イワウチワ 町内山地に群落。常緑植物で年中つやつやの葉、寒気に耐え、花は上品で美しく優しい。 (S50年指定)</p>	<p>チューリップ 入善の気候風土に適し、全国的な生産量を誇る。栽培が容易で広く親しまれ、春の訪れと平和な町を象徴するにふさわしい。 (S58年指定)</p>	<p>つつじ 町内に多種類が自生。花期が長く美しい。庭木や盆栽として作りやすい。 (S49年指定)</p>

協議項目	慣行の取扱い	協議細目	市民憲章
調整の方針	新市民憲章は、合併後に制定する。 既存のものは、新市民憲章が制定されるまで、旧市町エリアの住民憲章として継承する。		

1市3町の現況

項目	黒部市	宇奈月町	入善町	朝日町
市民憲章	わたくしたちは、美しい自然にめぐまれた伸びゆく黒部市の市民であることに誇りと責任をもち、友愛の精神をもととして、明るく豊かなまちをつくり、市勢のたくましい発展をつづけるために進んでこの憲章を守りましょう。	黒部の大自然の恩恵と先人の努力に感謝し、希望と活力に満ちた宇奈月町の繁栄をめざし、この憲章を定めます。	黒部川の扇状地に定住したわれわれの祖先は、水と不断の闘いのなかから豊かにして肥沃な自然を拓き、不屈な勤労の精神を培ってきた。	南に雄峻なる朝日・白馬の山々、北に母なる有磯海。
町民憲章	1 わたくしたち黒部市民は、あたたかく交わり、互いにたすけあい、明るいまちをつくりましょう。	1 郷土の自然を大切にし、美しい町をきずきましょう。	われわれは、相互の信頼に基づき、祖先から受け継いできた自然と勤労の精神を中心として、この入善町をより一層活力とうるおいに満ちた明るい文化の町へと高めたいと願う。	文化の黎明を告げた大佐味の郷は、幾千年にわたって先人がはぐくんできたかけがえのないふるさとであります。
	1 わたくしたち黒部市民は、健康で、たくましく働き、豊かなまちをつくりましょう。	1 歴史と伝統を活かし、豊かな文化を育てましょう。	1 郷土の自然を守り、美しい風土を子々孫々に残そう。	私たちは、このすばらしい大自然と文化に誇りと責任をもち、より一層心豊かな住みよい町を築きたいと願いこの憲章をつくりました。
	1 わたくしたち黒部市民は、きまりを守り、よい風習を育て、住みよいまちをつくりましょう。	1 心と体の健康につとめ、明るい家庭をつくりましょう。	1 職業を尊び、勤労をとおして公共の福祉に貢献しよう。	1 互いにいたわりあい、たすけあいの輪をひろめましょう。
	1 わたくしたち黒部市民は、環境をととのえ清らかな美しいまちをつくりましょう。	1 仕事にはげみ、進んで社会の発展に尽くしましょう。	1 個人の尊厳と価値観を相互に尊重しよう。	1 スポーツに親しみ、健康で明るい家庭をつくりましょう。
	1 わたくしたち黒部市民は、教養を高め、情操を豊かに、文化のまちをつくりましょう。	1 ふれあいを大切にし、あたたかい心で旅の人を迎えましょう。	1 よき伝統と慣習を生かし、より住みよい秩序の創造に努めよう。	1 環境をととのえ、きれいな町をつくりましょう。
	(S39年11月制定)	(S59年3月制定)	1 文化と芸術を愛し、すぐれた知性と豊かな情緒を育成しよう。	1 教養を高め、うるおいに満ちた文化の町をつくりましょう。
			(S58年7月制定)	1 仕事に誇りと希望をもち、活気に満ちた町をつくりましょう。
				(S59年7月制定)

協議項目	慣行の取扱い	協議細目	ロゴマーク、キャッチフレーズ
調整の方針	新市のロゴマークは、合併後に定める。 新市のキャッチフレーズは、合併後に定める。		

1市3町の現況

項目	黒部市	宇奈月町	入善町	朝日町
ロゴマーク	<p>名水シンボルマーク 黒部川扇状地に自噴する湧水群をイメージ。未来へ広がる「名水の里黒部」を表す。(S63年)</p> 	<p>シンボルマーク 宇奈月の「U」をモチーフに黒部峡谷と温泉の湯けむりを配しデザイン化し、ダイナミックな緑豊かな大自然郷宇奈月を表現。</p> 	<p>シンボルマーク キャッチフレーズとセットにして町の案内板などに使用。</p>  <p>水キラキラ 町いきいき入善</p>	<p>シンボルマーク 頭文字Aをベースに緑豊かな山々を表現。ヒスイの勾玉を形どったくぼみは清く澄んだ海を、右側の楕円は未来への広がり、はじけ生まれるロマンや夢を表す。(平成2年)</p> 
キャッチフレーズ	名水の里 住みよい黒部	<p>YES - うなづき Young Mind・・・若々しい心 Enjoy Life・・・人生を楽しむ Something to You ・・・何かが起きる期待</p>	水キラキラ町いきいき入善	うみ彦・やま彦・夢産地

協議項目	慣行の取扱い	協議細目	マスコット
調整の方針	新市のマスコットは、合併後に検討する。 既存のものは、当面旧市町エリアの観光や特産物のPR等に引き続き使用する。		

1市3町の現況

項目	黒部市	宇奈月町	入善町	朝日町
マスコット	<p>ウォー太郎</p> <p>藤子不二雄A氏の作画。黒部の名水のPRに活躍。平成5年、黒部市長・宇奈月町長立会いのもと出生届を提出。ウォー太郎音頭は子供に人気。</p> 	<p>雄大な北アルプスと宇奈月の「月」を一体化し、エネルギーに満ちた宇奈月町を表現。</p> 	<p>スイカマンJ</p> <p>特産物のジャンボスイカをモチーフに、入善の観光PRや町政案内に活躍。</p> 	<p>うみ彦くん、やま彦くん、夢ちゃん</p> <p>海岸ゾーンから山岳山麓ゾーンまでの魅力、古代から受け継ぐ豊かな文化、未来へ発展するロマンあふれる朝日町をPRするため活躍中。山根赤鬼・青鬼の作画。</p> 

協議項目	慣行の取扱い	協議細目	各種宣言
調整の方針	新市の宣言は、合併後に検討する。		

1市3町の現況

項目	黒部市	宇奈月町	入善町	朝日町
各種宣言	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ健康都市宣言 (S52年3月) ・交通安全都市宣言 (S58年9月) ・核兵器廃絶平和都市宣言 (S63年12月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・青色申告の町 (S51年3月) ・健康な町宣言 (S52年3月) ・非核平和宇奈月町宣言 (H2年12月) ・ゆとり宣言 (H2年12月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・公園都市宣言 (S47年9月) ・非核平和都市宣言 (S63年9月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・朝日町公明選挙町宣言 (S38年3月) ・朝日町交通安全宣言 (S38年3月) ・暴力追放都市宣言 (S40年6月) ・ゆとり創造宣言 (H3年6月) ・非核平和都市宣言 (H3年12月)

協議項目	慣行の取扱い	協議細目	市歌
調整の方針	新市の歌は、合併後に検討する。		

1市3町の現況

項目	黒部市	宇奈月町	入善町	朝日町
市歌、町歌	<p>大黒部市の歌（S29年制定）</p> <p>1 剣、立山、白馬の精を あつめて清 黒部の流れ 市民われらが たくましく きづく 理想の 都市ここに ああ 大黒部市 ひかりあり</p> <p>2 めぐみ 豊けし みどりの沃 野 伸びゆく漁場 あけゆく深山 市民われらが 意気高く ひらく民主の 都市ここに ああ 大黒部市 ほころあり</p> <p>3 繁き大路に かずますいらか 商工きそい 電源勢う 市民われらが むつまじく おこす文化の 都市ここに ああ 大黒部市 ほまれあり</p> <p>4 虹の峡谷 幸よぶいでゆ ゆめ織る越湖 歌うは石田 市民われらが うつくしく かざす平和の 都市ここに ああ 大黒部市 さかえあり</p>	<p>宇奈月町民の歌</p> <p>1 北アルプス つねに仰ぎて 躍進の 意気湧くところ平和 なる 明日を願い観光の 息吹き新たにうつくしき 宇奈月 宇奈月われら われら 永久に守らん</p> <p>2 黒部の川 水は真澄みて 天恵の 幸呼ぶところ汗競い 力をつくし生産の 歌を高らにたくましき 宇奈月 宇奈月われら われら ここに拓かん</p> <p>3 まちに山に 緑溢れて 人の和の 花咲くところ幸せ と 文化育くみ先人の 英知訓えにあたらしき 宇奈月 宇奈月われら われら 共に築かん</p>	<p>朝雲はるか光とぶ</p> <p>1 朝雲はるか 光とぶ 暁映ゆる 白馬岳 ここに仰いで 躍進の 旗風踊る 建設に 町民我ら 挙り立つ ああ入善の 意気燃ゆる</p> <p>2 野の幸満たす 黒部川 文化の花も 咲くほとり はれの職場に 勤労の 火花を上げて 人の和も 清く明るく 励みあう ああ入善の 夢樂し</p> <p>3 希望の虹を 架け渡す 日本海の 呼ぶところ いま総力を 盛り上げて 雲も揺れ立つ 産業の 明日へ羽ばたく この繁華 ああ入善に 栄えあり</p>	<p>「町歌」はなし</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・朝日音頭（S33年8月） ・朝日小唄（S33年8月） <p>朝日音頭（いやさか節）</p> <p>1 東ア白馬ネ 南は僧岳 西は白山 アリヤ アリヤ アリヤ 北は有磯海 ル 中は栄えて ヤルヨトコヤ 仲のよいよい 朝日町 ガサ ヤカ ヤカガサ</p> <p>2 朝日岳から 朝日がのぼりや 野山田畑も 海もいらかも こがね輝く ヤルヨトコヤ 映えて伸びゆく 朝日町 ガサ ヤカ ヤカガサ (19番まであり)</p>

参考事例

新市名	調整方針
かほく市 (平成16年3月1日合併)	<ul style="list-style-type: none"> ・新市の市章、市の花・木・鳥、市民憲章、市の歌、市の踊り、市のキャッチフレーズ、市のキャラクターマークは、新市において検討する。
東かがわ市 (平成15年4月1日合併)	<ul style="list-style-type: none"> ・市の歌、市民憲章については、新市において調整する。 ・宣言・各種行事等については、新市において調整する。 ・表章については、新市に移行後速やかに制度化を図る。
西東京市 (平成13年1月21日合併)	<ul style="list-style-type: none"> ・市章は、新市において調整する。 ・市の木、花、鳥は、新市において調整する。 ・市民憲章、高齢者憲章、都市宣言については、新市において調整する。
篠山市 (平成11年4月1日合併)	<ul style="list-style-type: none"> ・市章、市民憲章、市木、市花及び市歌については、新市において新たに定めるものとする。 ・宣言及び表章については、新市において調整するものとする。
北蒲原郡南部郷合併協議会 (平成16年3月31日合併予定) 新市名：阿賀野市	<ul style="list-style-type: none"> ・市章については、新たに定める。 ・市民憲章については、新市において、新たに定める。 ・市の花、市の木、市の鳥等については、新市において新たに定める。 ・名誉市民制度については、新市において、安田町の例をもとに新たに定める。 ・宣言関係については、新市において、新たに定める。 ・常磐自動車道沿線市町村標識については、新たに定める。 <p>ただし、安田町の当該標識は、旧安田町地区のシンボルマークとして、新市に引き継ぐものとする。</p>
砺波地域市町村合併協議会 (平成16年11月1日合併予定)	<ul style="list-style-type: none"> ・市章(市旗)については、新市発足前に公募し、協議会で決定する。 ・市の花、市の木、市の花木等については、新市において新たに定める。 ・市民憲章については、新市において新たに制定する。 ・各種宣言については、新市において検討する。 ・表章条例については、新市において新たに制定する。 ・名誉市民条例については、新市において新たに制定する。

協議第 7 号

町名・字名の取扱いについて

町名・字名の取扱いについて、別紙のとおり提出する。

黒部市・宇奈月町・入善町・朝日町合併協議会
会 長 荻 野 幸 和

第 2 回協議会

平成 1 5 年 7 月 1 2 日 提出

第 3 回協議会

平成 1 5 年 8 月 9 日 確認

協議項目	町名・字名の取扱い	協議細目																												
調整方針	<p>1. 字の区域は、現行のとおりとする。</p> <p>2. 字の名称は、地域住民の意向を尊重し、新市名決定後、速やかに各市町において調整するものとする。</p>																													
<p>・大字名なし…宇奈月町の一部地域</p> <p>・同一字名（8字）</p> <table border="1" data-bbox="539 708 1211 1114"> <thead> <tr> <th>表記</th> <th>よみかた</th> <th>市町名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>板屋</td> <td>いたや</td> <td>黒部市・入善町</td> </tr> <tr> <td>窪田</td> <td>くぼた</td> <td>黒部市・朝日町</td> </tr> <tr> <td>熊野</td> <td>くまの</td> <td>黒部市・宇奈月町</td> </tr> <tr> <td>五郎八</td> <td>ごろはち</td> <td>黒部市・入善町</td> </tr> <tr> <td>高橋</td> <td>たかはし</td> <td>黒部市・朝日町</td> </tr> <tr> <td>高島</td> <td>たかばたけ</td> <td>入善町・朝日町</td> </tr> <tr> <td>下山</td> <td>にざやま</td> <td>入善町・朝日町</td> </tr> <tr> <td>舟見</td> <td>ふなみ</td> <td>宇奈月町・入善町</td> </tr> </tbody> </table>				表記	よみかた	市町名	板屋	いたや	黒部市・入善町	窪田	くぼた	黒部市・朝日町	熊野	くまの	黒部市・宇奈月町	五郎八	ごろはち	黒部市・入善町	高橋	たかはし	黒部市・朝日町	高島	たかばたけ	入善町・朝日町	下山	にざやま	入善町・朝日町	舟見	ふなみ	宇奈月町・入善町
表記	よみかた	市町名																												
板屋	いたや	黒部市・入善町																												
窪田	くぼた	黒部市・朝日町																												
熊野	くまの	黒部市・宇奈月町																												
五郎八	ごろはち	黒部市・入善町																												
高橋	たかはし	黒部市・朝日町																												
高島	たかばたけ	入善町・朝日町																												
下山	にざやま	入善町・朝日町																												
舟見	ふなみ	宇奈月町・入善町																												

町名・字名の取扱い(1市3町現況)

黒部市				宇奈月町	入善町			朝日町		
大字の数 98				大字の数 18	大字の数 62			大字の数 58		
あこやの 阿古屋野	うえき 植木	さんがやま 三ヶ山	はまいしだ 浜石田	あいもとしん 愛本新	あいば 愛場	さきわら 笹原	ふなみの 舟見野	あかがわ 赤川	つきやま 月山	みやざき 宮崎
あづまの 吾妻野	うちゅうだに 内生谷	しかびらき 四ヶ開	ひだ 飛騨	あけび 明日	あおき 青木	しもいいの 下飯野	ふるくるべ 古黒部	あらかわ 荒川	つきやましん 月山新	もとやしき 元屋敷
あほ 阿朴	おおこしの 大越野	したやま 吉山	ふくひら 福平	うらやま 浦山	あおきしん 青木新	しもいいのしん 下飯野新	ふるぼやし 古林	いしだに 石谷	どうげ 道下	やまざき 山崎
あまいけ 天池	おおひらき 大開	しゃかどう 釈迦堂	ふるみどう 古御堂	おおたに 大谷	あおしま 青島	しもわの 下上野	へびさわ 蛇沢	おおいえのしょう 大家庄	との 殿	やまざきしん 山崎新
あみだどう 阿弥陀堂	あか 岡	しょうこうじしん 正光寺新	べつしよ 別所	おとざわ 音澤	あしざき 芦崎	そでさわ 袖沢	ほんむら 本村	おおれんげ 大蓮華	とのまち 殿町	よこお 横尾
あらまた 荒俣	あぎゅう 荻生	しんてん 新天	ほうのきだに 朴谷	おりたて 下立	あらまた 荒又	たかせ 高瀬	みこんさわ 神子沢	かなやま 金山	とまり 泊	よこざきしん 横崎新
あらまち 荒町	あぎゅうしん 荻生新	しんどう 新堂	ほりきり 堀切	くまの 熊野	あらや 新屋	たかばたけ 高畠	めがわ 目川	くさの 草野	とまりしん 泊新	よこみず 横水
いしざわ 飯沢	おなか 尾中	しんまきの 新牧野	ほりきりしん 堀切新	くりむし 栗虫	いかり 五十里	たなか 田中	やはた 八幡	くぼた 窪田	なかくさの 中草野	よこみち 横道
いくじ 生地	おやま 尾山	しんまち 新町	ほりたか 堀高	くろべ 黒部	いたや 板屋	たのまた 田ノ又	よこやま 横山	こし 越	ながの 長野	
いくじあし 生地芦区	かがみの 鏡野	たいえしん 田家新	まえざわ 前沢	けいざん 鶏山	いちやどり 一宿	どいち 道市	よしわら 吉原	こぶけ 小更	なんぼ 南保	
いくじあしざき 生地芦崎	かきやぶり 笠破	たいえの 田家野	まきの 牧野	こてらざわ 小寺澤	いまえ 今江	とっこ 東狐	よしわらひがし 吉原東	さかい 境	なんぼまち 南保町	
いくじいしざわ 生地飯沢	かなや 金屋	たいがくち 田家角内	まらの 枕野	とちや 栃屋	うらやましん 浦山新	どうこ 道古	わかくりしん 若栗新	さくらまち 桜町	にぎやま 下山	
いくじきょうしん 生地経新	かれいざわ 嘉例沢	たかはし 高橋	みつかいち 三日市	どやま 土山	うわの 上野	なかわ 中沢		ささかわ 笹川	にぎやましん 下山新	
いくじしんく 生地神区	きたしん 北新	たての 立野	みやさわ 宮沢	ながさかの 長坂野	かすが 春日	にぎやま 下山		さんのう 山王	にしやま 西町	
いくじなかく 生地中区	きたの 北野	たもみ 田朶	みやの 宮野	なかに 中谷	かみいしの 上飯野	にしな 西中		さんまいぼし 三枚橋	ぬまほ 沼保	
いくじやましん 生地山新	きちじょうじ 吉城寺	てしま 出島	もとの 本野	なかくち 中ノ口	かみいしのしん 上飯野新	にゅうぜん 入膳		しも 下野	のしん 野新	
いくじよした 生地吉田	きょうたての 経立野	てんじんしん 天神新	やなぎざわ 柳沢	ふなみ 舟見	かんばやし 神林	のなか 野中		しもばやし しもばやし	はまきさの 浜草野	
いくじよしたしん 生地吉田新	くつかげ 沓掛	とちざわ 栃沢	やまだ 山田	ふなみあけびおとざわ 舟見明日音澤	きのへ 木根	はかのき 暮ノ木		だいや 大屋	ひがしきさの 東草野	
いくじよつやしん 生地四ツ屋新	くぼた 窪田	とどろきした 轟下	やまだしん 山田新	ふなみなし -(大字なし)	きみじま 君島	はやしじり 林尻		だいやしん 大屋新	ひらやなぎ 平柳	
いけじり 池尻	なかしん 窪野	なかしん 中新	やまたの 山立野		くぬぎやま 櫛山	ひがしいかり 東五十里		だいら 大平	ひるだに 蛭谷	
いしだ 石田	くまの 熊野	なかじん 中陣	よしだ 吉田		くぬぎやましん 櫛山新	ひよし 日吉		たかはし 高橋	ふじづか 藤塚	
いしだしん 石田新	りてら 栗寺	なかの 中野	ろくてん ろくてん 六天		くわはた 桑畑	ふくしま 福島		たかばたけ 高畠	ふどうどう 不動堂	
いしだの 石田野	くろべしん 黒部新	なかのみち 中野道	わかくり 若栗		こすぎ 小杉	ふくしましん 福島新		たけのうち 竹ノ内	ふながわしん 舟川新	
いたや 板屋	ごろはち 五郎八	ながや 長屋			こすりど 小摺戸	ふじわら 藤原		たなやま 棚山	ほその 細野	
いぬやま 犬山	こんたに 神谷	なかやま 中山			ごろはち 五郎八	ふなみ 舟見		たに 谷	みなみはら 南原	

同一字名(8) 板屋(黒部市と入善町) 窪田(黒部市と朝日町) 熊野(黒部市と宇奈月町) 五郎八(黒部市と入善町) 高橋(黒部市と朝日町) 高畠(入善町と朝日町)
下山(入善町と朝日町) 舟見(宇奈月町と入善町)

大字なし 宇奈月町の一部地域

町名・字名の取扱い（先進地事例）

市町村名	町名・字名の取扱い		合併協定書記載例
	変更前	変更後	
篠山市	篠山町 西紀町 丹南町 今田町	篠山市 篠山市 篠山市 篠山市今田町	町・字の区域及び名称の取扱い 4町の区域内の町・字の区域及び名称は、従前のとおりとする。 篠山町、西紀町、丹南町の字については、従前のとおりとし、今田町については従来の字の前に今田町を冠に付した。
潮来市	潮来町大字 牛堀町大字	潮来市 潮来市	町・字の区域及び名称の取扱い 潮来町及び牛堀町の字の区域及び名称は、現行どおりとする。
さぬき市	津田町 大川町 寒川町 志度町大字 長尾町大字	さぬき市津田町 さぬき市大川町 さぬき市寒川町 さぬき市 さぬき市	町、字の区域及び名称の取扱い (1) 字の区域は、従前のとおりとする。 (2) 町、字の名称については、次のとおりとする。 ・津田町、大川町、寒川町においては「大川郡」を「さぬき市」に置き換える。 ・志度町においては、「大川郡志度町大字」を「さぬき市」に置き換える。 ・長尾町においては、原則として「大川郡長尾町」を「さぬき市」に置き換える。 ただし、字名「西」 _ナ 、「東」 _ナ 、「名」については、各々「長尾西」 _ナ 、「長尾東」 _ナ 、「長尾名」に変更する。また、「多和」については、「大川郡長尾多和字」を「さぬき市多和」に置き換える。
江田島市	江田島町 能美町大字 沖美町大字 大柿町大字	江田島市江田島町 江田島市能美町 江田島市沖美町 江田島市大柿町	町、字の区域及び名称の取扱い 4町の町、字の名称は現行どおりとし、新市に引き継ぐものとする。 字の区域は、新市において調整するものとする。
東かがわ市	引田町 白鳥町 大内町	東かがわ市 東かがわ市 東かがわ市	町、字の区域及び名称の取扱い 町の名称については、大川郡引田町、同郡白鳥町及び同郡大内町を東かがわ市に置き換え、字の名称は、現行のとおりとする。 字の区域については、新市において調整するものとする。
あさぎり町	上村大字 免田町大字 岡原村大字 須恵村大字 深田村大字	あさぎり町上村 あさぎり町免田 あさぎり町岡原 あさぎり町須恵 あさぎり町深田	町・村・字の区域及び名称の取扱い 字の名称及び区域は従前のとおりとし、大字名については、合併前において現町村で調整する。

町名・字名の取扱い（関係法令等）

地方自治法(昭和22年法律第67号)

(市町村内の町又は字の区域)

第260条 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。

3 第1項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

・変更手続き

市町村の区域内の町又は字の区域又は名称の変更等については、地方自治法260条の規定により、市町村長が当該市町村の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届出、都道府県知事が届出に基づき告示することとなっています。ただし、富山県においては、「富山県知事の権限に属する事務の特例に関する条例」に基づき、当該届出の受理及び告示については、市町村に権限を移譲しているため、当該市町村自ら届出の受理及び告示をすることとなります。

市町村長が町・字の区域又は名称の変更等の議案提出

市町村議会議決

市町村告示
(効力の発生)

関係機関への通知

今後のスケジュール

変更手続きは新市において行うべきものですが、合併と同時に施行することが事実上困難です。このため、合併の日に施行するには、一般に、合併協議会での調整方針に従って協議された結果に基づき、新市長の職務執行者が専決処分をすることになります。この場合、合併の日に効力が発生するよう、同日付で告示が行われるように事前に調整しておく必要があります。また、新市の議会で専決処分の承認を求めることになります。

1. 法定協議会へ調整方針提案

2. 法定協議会で調整方針確認

3. 各市町で住民の意向を把握

[字名のない区域・同一字名の取扱い]

新市名称決定後速やかに

4. 新市名決定

5. 各市町で調整

6. 法定協議会へ報告

[調整完了]

合併の日まで

7. 住所の表示変更等住民へ周知

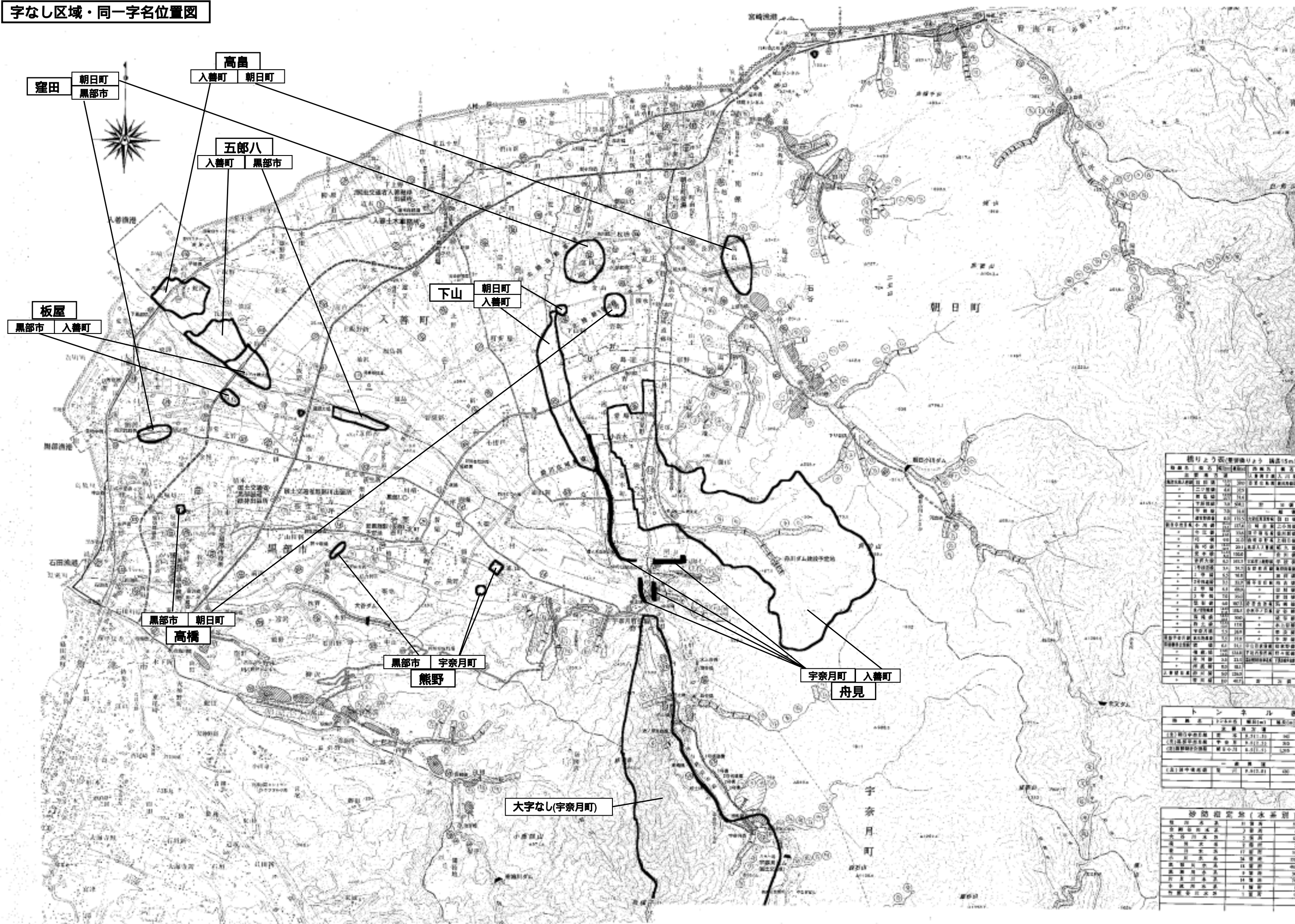
合併の日

8. 新市長の職務執行者が専決処分により告示

[法務局・郵政公社・富山県等の関係機関へ通知]

9. 新市議会の承認

字なし区域・同一字名位置図



標高より表(標高)より 調査15m

標高	面積	割合	備考
1000以上	1,100	0.1%	
900以上	1,100	0.1%	
800以上	1,100	0.1%	
700以上	1,100	0.1%	
600以上	1,100	0.1%	
500以上	1,100	0.1%	
400以上	1,100	0.1%	
300以上	1,100	0.1%	
200以上	1,100	0.1%	
100以上	1,100	0.1%	
100以下	1,100	0.1%	

トシキル表

項目	1975年度	1976年度	1977年度
人口	1,100	1,100	1,100
世帯数	1,100	1,100	1,100
人口密度	1,100	1,100	1,100

砂防堰堤表(水系別)

水系	砂防堰堤	延長
宇奈月川	1	100
入善川	1	100
朝日川	1	100
黒部川	1	100
高橋川	1	100
熊野川	1	100
舟見川	1	100